

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに
「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」

(2) 業務内容

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務」ならびに「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務」委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日

3 予算額（見積限度額）

「令和 9 年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務委託」 3, 439, 700 円
(消費税及び地方消費税を含む)

「令和 9 年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」 3, 159, 200 円
(消費税及び地方消費税を含む)

本業務に係る委託料の上限は、上記のとおりとする。この金額は、契約予定金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。なお、提案見積金額は、この限度額を超えてはならない。提案見積金額が限度額を超えた場合は、失格とする。

4 実施形式

(1) 募集方法

公募型プロポーザルにより提案募集を行う。

(2) 選定方法

- ・企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。
- ・参加事業者が 4 者以上の場合は、書類審査のみで一次審査を行い、上位 3 者を選定する。その後、選定された事業者において、プレゼンテーション審査による二次審査を実施する。
- ・総合評価点が最も高い者を、優先交渉者として決定する。

5 日程

項目	日時	備考
公示 実施要領等の公表	令和８年９月１５日（火）	市ホームページに掲載
質問書提出期限	令和８年１０月１日（木）１７時００分	電子メールで受付
質問書回答	令和８年１０月１５日（木）	市ホームページに掲載
参加意思表明書等提出期限	令和８年１１月２日（月）１７時００分	持参又は郵送で受付
参加資格審査結果通知	令和８年１１月１０日（火）	郵送及び電子メールで通知
企画提出書等提出期限	令和８年１２月１日（火）１７時００分	持参又は郵送で受付
一次審査結果通知 （実施する場合のみ）	令和８年１２月１５日（火）	郵送及び電子メールで通知
プレゼンテーション審査実施	令和９年１月１８日（月）	郵送及び電子メールで通知
審査結果の通知、公表	令和９年１月下旬～２月上旬	郵送で通知 市ホームページに掲載
契約締結	令和９年３月中旬～下旬	

※ 上記スケジュールは予定のため、変更することがある。

６ 参加資格

（１） 参加資格要件

本プロポーザルへ参加する者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ③ 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- ④ 栗東市暴力団排除条例第６条により、次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められること。

イ 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第３者の不正の利益を図る目的又は第３者に損害を加え

る目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ⑤ 栗東市建設工事等指名停止基準（平成元年２月１日公示第４号）第２条及び第３条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- ⑥ 経営不振の状態などになく、契約を締結する能力を有すると認められること。
- ⑦ 平成２５年厚生労働省告示第９２号第２「特定保健指導の外部委託に関する基準」及び厚生労働省告示第９３号第２「特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準」を満たしていること。
- ⑧ 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定保健指導機関として決定を受けていること。
- ⑨ 令和３年度以降、他自治体の国民健康保険、又は各種社会保険（各種健康保険組合、共済等）において特定保健指導業務の受託実績があること。
- ⑩ 「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）」の認証を取得していること。

（２） 参加資格の喪失

契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合は、その資格を失うものとする。

７ 質疑・回答

（１） 提出方法

質問書（様式４）により、電子メールで提出すること。電子メール送信後には必ず電話による受信確認を行うこと。なお、電話又は口頭による質問は一切受け付けない。

（２） 提出期限

令和８年１０月１日（木）１７時００分（必着）

（３） 提出先

栗東市健康福祉部健康増進課健康づくり推進係（栗東市総合福祉保健センター内）

電話番号 ０７７－５５４－６１００

メールアドレス hoken@city.ritto.lg.jp

（４） 回答方法

回答は令和８年１０月１５日（木）に市ホームページへ質問者名を伏せて掲載する。ただし、質問内容が不明瞭なもの等、内容によっては回答しない場合がある。

８ 参加申込・資格審査

（１） 提出書類

- ・参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び栗東市財務規則（昭和４６年規則第１８号）等

の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 参加意思表明書（様式 1）
- ② 会社概要（様式 5）
- ③ 業務実施体制および配置予定者の実績（様式 6）
- ④ 実績調書（様式 7、8）

・栗東市における競争入札参加資格を有する者でない場合には以下の書類も併せて提出すること。

- ① 法人にあっては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書
- ② 個人にあっては、身元証明書及び直近年度の消費税及び地方消費税、市町村税の未納がない旨の納税証明書

（2）提出期限

令和 8 年 1 1 月 2 日（月） 1 7 時 0 0 分（必着）

（3）提出先

〒 5 2 0 - 3 0 1 5

栗東市安養寺 1 9 0 番地

栗東市健康福祉部健康増進課健康づくり推進係（栗東市総合福祉保健センター内）

（4）提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

（5）参加資格審査

提出された書類等を基に、参加意思表明者が参加資格要件を満たしているかを審査する。審査結果は、令和 8 年 1 1 月 1 0 日（火）に参加申込を行ったすべての事業者へ郵送及び電子メールで通知する。

9 企画提案書等の作成・提出

（1）提出書類

- ① 企画提案書（任意様式・A 4 版） 7 部
- ② 見積書（様式 9・A 4 版） 7 部

（2）企画提案書作成要領

- ① 仕様書を踏まえ、次の事項に留意し作成すること。

ア A 4 判、両面印刷、左綴じで作成する。見やすさ等に配慮した結果、A 4 での作成が困難な場合に限り A 3 版片面印刷で折り込みを可とする。

イ 専門的な知識を持たない者でも理解できるように、イメージ図等を用いるなど分かりやすい表現で記載する。なお、専門用語には注釈を付けること。

ウ 最低限記載すべき項目は次の通りとする。

項目	記載内容
基本方針	・本業務に対する姿勢や基本方針 ・栗東市国民健康保険加入者の現状や栗東市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）等を踏まえた上で重視する点
研修・人材育成	・従事者の「健診・保健指導の研修ガイドライン」の研修プログラム等受講状況
特定保健指導等業務について	・業務スケジュール(作業手順、実施フローチャート等) ・具体的な保健指導プログラムの内容（下記①から③を含む） ①実際に対象者に使用する教材等の想定品 ②栗東市の意見を反映した教材等の作成の可否 ③オンラインでの指導が可能な場合、その方法 ・工夫している点（下記①から④を含む） ①利用勧奨や再勧奨の際に工夫している点 ②特定保健指導の脱落防止策 ③利用者が特定保健指導終了後も生活習慣の改善を継続できるよう工夫している点 ④特定保健指導の対象となるのが2回目以降の人への対応で工夫している点 ・本業務への提案内容
受診勧奨等業務について	・業務スケジュール（作業手順、実施フローチャート等） ・具体的な業務内容（下記①②を含む） ①実際に対象者に使用するパンフレット等の想定品 ②栗東市の意見を反映したパンフレット等の作成の可否 ・工夫している点（下記①から③を含む） ①受診勧奨や再勧奨の際に工夫している点 ②パンフレット等作成にあたり工夫している点 ③ハイリスク者への対応で工夫している点 ・業務への提案内容
業務対応時間帯	・夜間、休日、祝日を含め、対応可能な時間について
実績評価	・すべての特定保健指導業務及び受診勧奨業務終了後に行う事業全体に対する実績評価方法について（評価指標・視点・分析方法）

(3) 提出期限

令和8年12月1日（火）17時00分（必着）

(4) 提出先

〒520-3015

栗東市安養寺190番地

栗東市健康福祉部健康増進課健康づくり推進係（栗東市総合福祉保健センター内）

(5) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、郵送されたことが証明できる方法によることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等により申請書類等が到着しなかったことによる異議申し立ては受け付けない。

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された各種書類について、「令和9年度特定保健指導及び特定保健指導利用勧奨業務委託」ならびに「令和9年度健診異常放置者の医療機関への受診勧奨等業務委託」に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）による審査を行う。審査は書類審査及びプレゼンテーション審査にて行い、審査の詳細は、別途審査要領に定めるとおりとする。

（1）書類審査

参加事業者が4者以上の場合は、書類審査のみで一次審査を行い、上位3者を選定する。その後、選定された事業者において、プレゼンテーション審査による二次審査を実施する。一次審査の結果は、令和8年12月15日（火）にすべての参加事業者に郵送及び電子メールで通知する。

（2）プレゼンテーション審査

提出された企画提案書等に基づき、審査委員会でプレゼンテーション審査を行う。審査の概要は下記のとおりとし、詳細は、参加事業者（一次審査を実施する場合においては、一次審査により選定された事業者）に対し、別途通知する。

① 開催日

令和9年1月18日（月）

② 開催場所

栗東市総合福祉保健センター 研修室

③ プレゼンテーションの所要時間

企画提案説明30分、質疑・応答10分の計40分以内とする。企画提案書に沿って記載内容の理由・背景など、提案の趣旨を明確に示し、定められた時間内に終えること。プレゼンテーションの順番は企画提案書の受付順とし、詳細な時間については別途通知する。

④ 参加人数等

プレゼンテーション会場への入室は1者あたり3名以内とする。

⑤ 準備・片付け

プレゼンテーションに必要なプロジェクター、パソコン等の機器及び備品類は参加事業者が準備すること。プレゼンテーションの所要時間40分とは別に、準備時間及び片付け時間はそれぞれ10分以内とする。開始10分前には控え室にて待機しておくこと。

⑥ 資料

プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、追加資料の配布は認めない。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトについては、その内容が企画提案書の内容に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り使用を認める。

⑦ 業務関係者の参加

プレゼンテーション審査には、審査委員会のメンバー以外の本業務関係者も参加する場合

がある。ただし、業務関係者は提案内容の説明及び質疑応答にのみ参加し、審査は審査委員会が行うものとする。

1 1 審査結果

審査結果は、令和9年1月下旬～2月上旬に、全ての参加事業者（一次審査を実施した場合においては、プレゼンテーション審査の参加事業者）に文書で通知するとともに、市ホームページに掲載する。

1 2 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差し替え・追加は認めない。ただし、市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案のみとする。

1 3 情報公開及び提供

市は参加事業者から提出された企画提案書等について、栗東市情報公開条例（平成12年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

1 4 契約

- (1) 委託契約は、最高位評価を受けた事業者を優先交渉者とし、契約条件について協議を実施し、再度、見積書を徴収し、予算範囲内で契約を締結する。
- (2) 最高位評価を受けた事業者が、辞退その他の理由で業務委託できない場合は、次点者と契約できるものとする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

本プロポーザルに参加するための費用は、全て参加事業者の負担とする。なお、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消す場合においても、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(3) 参加の辞退

参加意思表明書の提出後又は企画提案書の提出後に事業者側の都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに担当課宛てに書面（様式は任意）で提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出方法、提出場所、提出期限、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 説明会又はプレゼンテーション審査を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積書の金額が「3 予算額（見積限度額）」に記載の金額を超過した場合

(5) 異議申立の可否

本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(6) その他

本プロポーザルのために市が提供した資料は、プロポーザルへの参加目的以外での使用を禁止する。

1 6 提出先・問合せ先

〒520-3015 栗東市安養寺190番地

栗東市健康福祉部健康増進課健康づくり推進係（栗東市総合福祉保健センター内）担当：荒井

電話番号 077-554-6100

FAX 077-554-6101

メールアドレス hoken@city.ritto.lg.jp